

契約の概要について記載した書面(前書面)

(警備業法19条、施行規則第33条第1項第2号)

御中

令和 年 月 日

セキュリティプレシヤズ株式会社

山形県米沢市アルカディア1丁目808-17

代表取締役 菅野 秀樹

TEL: 0238-29-1788

FAX: 0238-29-0015

項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
2 警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
3 警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
4 警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
5 警備員が有する知識及び技能	警備員教育(新任・現任)を受講している者。交通誘導警備業務に従事した者。
6 警備員が用いる服装	弊社所定の服装(公安委員会提出済み)
7 使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(赤緑)、誘導灯、警笛
8 負傷等の事故発生の措置	救護措置を優先しその後関係機関及び責任者に通報すると共に現場保存と危険防止の措置を図る
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備終了後に「警備業務報告書」を作成し提出する。
10 警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
11 支払いの時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
12 警備業務の再委託に関する事項	他の警備会社には再委託はせず、すべての警備業務を弊社にて実施する。
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 弊社から改善要請を行ったにも関わらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人3億円、対物3千万円を制限として賠償する。
15 契約の更新に関する事項	工事期間が延長するときは、契約更新について相互に協議して決定する。
16 契約変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約の解除に関する事項	その都度協議して決定する。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、営業部門 磯 有紀治 TEL: 080-5847-0517
19 特約事項	なし。

上記の警備業務の契約の概要について確認しました。 令和 年 月 日 確認者